

西地区			
I 協議体の概要			
名 称		西地区ひまわり協議体	
設置年月日		令和2年4月1日	開催頻度 6回／年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員	健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（青少年育成会，婦人会，PTA等）	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 3月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，民児協，地区社協，福祉協力員，包括） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体の概要について共通理解を図った。		
7月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，民児協，地区社協，福祉協力員，包括） → 第2層協議体の取組について理解を深め，地域の課題について検討を行った。		
平成31年 3月	ふれあい会食会での説明会（参加者：自治会連合会，福祉協力員，包括，会食会参加者約20名） → 地域包括ケアシステムについて，地域住民への理解促進を図った。		
令和 元年 12月	まちづくり推進委員会役員会・理事会 → 第2層協議体設置に向けた今後の進め方について検討を行った。		
令和 2年 1月	まちづくり推進委員会役員会・理事会 → 第2層協議体設置について合意形成，要綱（案）について了承を得た。		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体活動における課題の報告，民生委員や福祉協力員からの情報提供 ・ アンケート調査について検討	
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		・ アンケート結果を踏まえた，支え合い活動の検討	

II 取組事例

【多様な地域団体との意見交換】

まちづくり推進委員会に参画している多様な地域団体や、民生委員、福祉協力員等を集め、地域包括ケアシステムや第2層協議体の勉強会を行い、西地区の現状や今後の課題について意見交換を行った。

令和2年 7月 協議体の進め方について、まちづくり推進委員や民生委員を集め、それぞれに意見を募ることを検討

10月 勉強会・意見交換会①：民生委員、福祉協力員

→ 地域の支え合いについて共通理解を図った上で、各地域団体の活動における課題や、協議体の進め方について意見交換

11月 勉強会・意見交換会②：まちづくり推進委員、自治会長

→ 地域の支え合いについて共通理解を図った上で、課題等について意見交換

12月 コアメンバーによる準備会を設置

→ 意見交換会を踏まえた、今後の進め方について検討

⇒ アンケート調査の実施について検討

※ 協議体については、まちづくり推進委員会や民児協の定例会と同日開催とすることにより、多様な地域団体の参加、議論を促している。

【意見交換時の資料】

定期的に場をもち、地域のことを話し合う

話し合いの内容は、地域にまかされている。
何にどう取り組むかも地域で決めていく
話し合いをしながら決めていく

流れとして多いのは・・・

- ・まず、地域課題を把握するための話し合いをする
- ・次にその課題を整理する
- ・できそうなことから、どう取り組むかを話し合う
- ・具体的な取り組みを、企画、立案、方針策定

※協議体メンバーは、仕組みづくりをするだけ

《他地区の取り組み》（参考）

- ・風水害が起きそうなとき、地域で何ができるのかを話し合った
- ・高齢者の見守り強化にとり組んでいる
- ・地図を用いて地域資源の共有ができるようにした
- ・認知症を理解するために勉強会をした
- ・居場所づくり（サロン、カフェ）
- ・草むしりや買い物の手伝いができる仕組みづくりをしようとしている



効果（検討中の場合は、期待する効果）

各地域団体における課題や、民生委員や福祉協力員が把握している身近な情報を共有することから、協議体としての取組に繋がっていくことについて、共通認識を持つことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 各地域団体の現状や、活動する上での課題についても共有することができた。
- ・ PTAや小学校等にも参加してもらい、意見を募ったことにより、地域全体で高齢者を支えていく必要性について話し合うことができた。

IV 今後の方向性

- ・ 第2層協議体や地域の支え合いについて、地域住民への理解促進や周知の方法について検討していく。
- ・ アンケート調査による課題の把握について検討していく。

西地区ひまわり協議体実施要項

(名称)

- 1 本会は、「西地区ひまわり協議体」(以下協議体)と称する。

(目的)

- 2 西地区は、宇都宮市内中心部に位置するも、少子高齢化が顕著な地区である。そのため地域全体が楽しく心豊かにふれあえる、活力あるまちづくりを合言葉に活動している。その中心となるのは高齢者への福祉活動である。併せて子供の見守り・子供の育成等、地域が抱える様々な問題も家庭・学校・地域が一体となって協力し合っている。協議体は誰もが住みよいまちづくりの推進を目指し、それが大きな輪となることを目標としている。

(組織)

- 3 協議体は、別表1に定める構成団体から選出された運営委員、別表2に定める地域推進員をもって構成する。

(役員)

- 4 協議体には次の役員を置く。なお役員は運営委員に定められた者の中から選出する。

(1) 会 長	1 名
(2) 副会長	3 名
(3) 事務局長	1 名
(4) 会 計	1 名
(5) 監 事	2 名

(任期)

- 5 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。なお、欠員が生じた時は、これを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 6 協議体の会議は、推進委員会、運営委員会、全体会とする。
 - (1) 推進委員会は、役員及び地域推進員をもって構成する。原則として毎月1回開催する。また、必要に応じて会長が招集する。
 - (2) 運営委員会は運営委員をもって構成する。原則として隔月開催をする。
 - (3) 全体会は、原則年1回開催する。但し、開催の必要性が生じた時は、会長が招集する。

7 (活動内容)

- (1) 高齢者の生活実態をふまえて、支援活動の体制づくりを図る。
- (2) 地域内における子育て世帯の支援の在り方についての調査研究を行う。
- (3) 地域の人が気軽に集まれる場所や機会づくりの推進を図る。
- (4) 高齢者一人暮らし見守りネットワークの充実を図る。
- (5) 地域住民への理解を深めるため広報誌による周知を図る。

8（附記）

この要項は、令和2年4月1日より施行する。但し要項を改定するにあたっては、推進委員会で検討し、運営委員会で過半数の賛成を得たのち、全体会に報告する。

別表1（ ）

西地区まちづくり推進委員会	西地区連合自治会
西地区社会福祉協議会	西地区交通安全推進協議会
西地区民生委員児童委員協議会	西地区老人クラブ連絡協議会
西地区青少年育成会	西地区体育協会
西地区婦人会	西小学校
西小学校 PTA	第4分団
西小学校同窓会	宮ヒルズ活性化委員会
さくら西包括支援センター	地域住民の代表者

別表2（ ）

協議体役員（協議体会長 副会長 事務局長 会計）	
包括支援センター担当者	
担当地区民生委員	福祉協力員各班長
地域住民の代表者	該当自治会長

西原地区			
I 協議体の概要			
名 称		にしはら支え隊	
設置年月日		平成30年2月17日	開催頻度 12回／年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進員会	○ 第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	◎	その他（社会福祉法人 西原福祉会）
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ ☒ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年10月	地域ケア会議（メンバー：地区社協、コミュニティ協議会、民児協、民生委員、福祉協力員、単位自治会長、PTA等） → 地域包括ケアシステム、第2層協議体について共通理解を図り、地域に必要な取組について意見交換を行った。		
11月	地区社協理事会、民児協定例会 → 西原地区における第2層協議体に向けた取組状況について情報共有		
12月	勉強会① （参加者：自治会連合会、コミュニティ協議会、地区社協、民児協、民生委員、福祉協力員、単位自治会長、有志住民等） → 地域の支え合いについての講演を通し、第2層協議体の必要性について広く共通理解を図った。		
平成30年 1月	勉強会②（参加者：勉強会①と同様） → 助け合いについてワークショップを行い、協議体活動について理解を深めた。		
2月	勉強会③（参加者：勉強会①②と同様） → 勉強会の振り返りを行い、協議体の進め方等について検討 ⇒ 協議体設置について合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 ・ 住宅地図を基に、地区内の社会資源について意見交換 ・ 困りごとに関するアンケート調査を実施	
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		・ 草むしり活動を試行 ・ 「スマホ教室」の実施について検討	

II 取組事例

【草むしりボランティア】

経 緯：

- 令和元年 8月 困りごとや手伝えることについてアンケート実施
 11月 アンケート結果に基づいて意見交換
 ⇒ ニーズが高い「草むしり」について、ボランティアの創出を検討
 令和2年 7月 担い手と利用者の募集、ボランティア保険加入
 8月 草むしり活動試行

【草むしり活動の仕組み】



【活動の様子】



- 対 象： 地区内の高齢者
 内 容： 個人宅の草むしり
 （1時間程度）

※ 回覧で担い手と利用者を募集し、協議体で結びつけた上で実施

効果（検討中の場合は、期待する効果）

作業依頼を通して、支援が必要な高齢者の現状を把握することができたほか、利用者と支援者のマッチング方法など、今後のボランティア活動に向けた、課題を見つけることができた。

【スマホ教室】

経 緯：

- 令和2年 9月 高齢者の見守りや安否確認、困りごとの把握方法について意見交換
 → スマートフォンを日頃から高齢者に使用してもらうことにより、安否確認がしやすくなることや、地域のネットワークづくりにつながることから、高齢者向け「スマホ教室」の開催を提案
 11月 協議体メンバーで「スマホ教室」試行
 12月 回覧にて参加者とスタッフを募集

【「スマホ教室」の様子】



- 令和3年 1月 「スマホ教室」開催

- 対 象： 地区内のスマートフォン初心者
 内 容： 電話をかける等の基本的な操作や、LINEの操作、詐欺に対する注意喚起など（定期的な開催を予定）

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- 「スマホ教室」の場で地域の方々が多世代交流することができ、情報交換の場にもなった。
- 定期的に開催することにより、参加者やスタッフ、協議体メンバー等、つながりづくりにつながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

- アンケート調査や情報共有を行ったことにより、地域の現状を把握することができた。
- 「まずはできることからやってみる」という考え方にに基づき、自由に意見交換を行うことにより、取組に繋がる様々なアイデアを出し合うことができた。

IV 今後の方向性

- 「スマホ教室」を活用した居場所づくりの検討
- ボランティア活動による地域の繋がりづくりについて検討
- 第2層生活支援コーディネーターの活動を通じた高齢者困りごとやニーズの把握

東地区			
I 協議体の概要			
名 称		東地区第2層協議体	
設置年月日		平成30年5月17日	開催頻度 6回/年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他（育成会）
設置方式			
新規設置	○ 既存会議活用 （東地域まちづくり推進協議会福祉部会）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 6月	説明会（まちづくり推進協議会委員等） → 地域包括ケアシステム、第1層協議体及び第2層協議体の仕組み等について共通理解を図った。		
11月	福祉対策委員会* → 地域包括ケアシステム、第2層協議体の概要について共通理解を図った。 ※ まち協福祉部会に設置した高齢福祉に係る具体的な取組等を検討する委員会（まちづくり推進協議会メンバーで構成、平成23年度設置）		
平成30年 1月	勉強会①（参加者：福祉対策委員会委員、有志住民等） → 第2層協議体の概要について共通理解を図った。		
2月	勉強会②（参加者：勉強会①の参加者） → 助け合いをテーマとした体験ゲーム、地域課題に関するグループワークを実施した。		
3月	勉強会③（参加者：勉強会①の参加者） → 第2層協議体の設置に向け、今後の進め方について検討を行った。 ⇒ 福祉対策委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
5月	第2層協議体設置		
令和 2年 3月	福祉対策委員会（第2層協議体） → 「福祉対策委員会」の役割を「福祉部会」に引き継ぐこととして整理		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 ・ 地域ビジョン策定に伴い実施したアンケート調査結果の活用	
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		・ 「生活支援ボランティア隊結成準備チーム会議」設置による生活支援ボランティアの検討	

Ⅱ 取組事例

【生活支援ボランティア「(仮称) 東にここにサポーター」の検討】

内 容： 第2層協議体に、生活支援ボランティアの創出に向けた準備チームを設置し、具体的なサービス内容等について検討を行った。特に、介護保険サービスの対象とならないような、電球交換や草むしりなど、日常生活のちょっとした困りごとについて、地域住民が担い手となり、支援を行う仕組みづくりを行った。

経 緯： 令和元年10月 福祉対策委員会（準備組織の設置について検討）

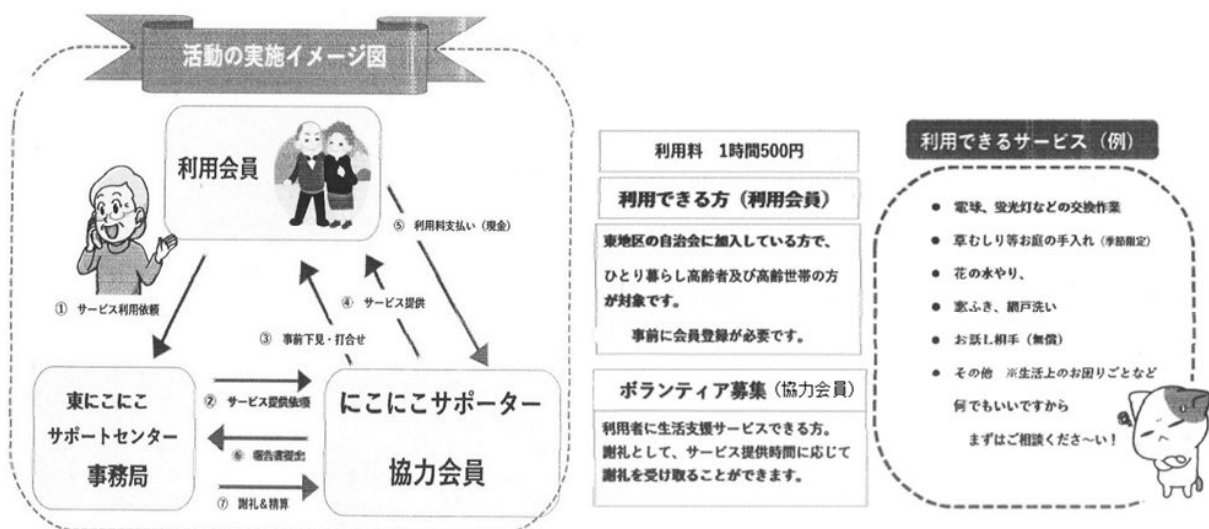
11月 「生活支援ボランティア隊結成準備チーム会議（以下、チーム会議）」設置

12月 チーム会議（サービス内容、人材の確保方法、受付体制について）

令和2年 1月 「」（活動組織の名称、ボランティア保険について）

2月 「」（活動内容をまとめた「東にここにサポーター基本計画」（案）策定）

【「(仮称) 東にここにサポーター」の活動イメージ】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

支援を必要とする高齢者の把握（見守り）や、生活状況などに応じた支援ができるようになる。また、地域の人材が活躍できる機会につながる。

Ⅲ 協議体を設置して、良かったこと

自治会はもとより、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の地域団体間で情報共有、高齢福祉に係る議論、具体的な取組の検討を行う場ができた。

Ⅳ 今後の方向性

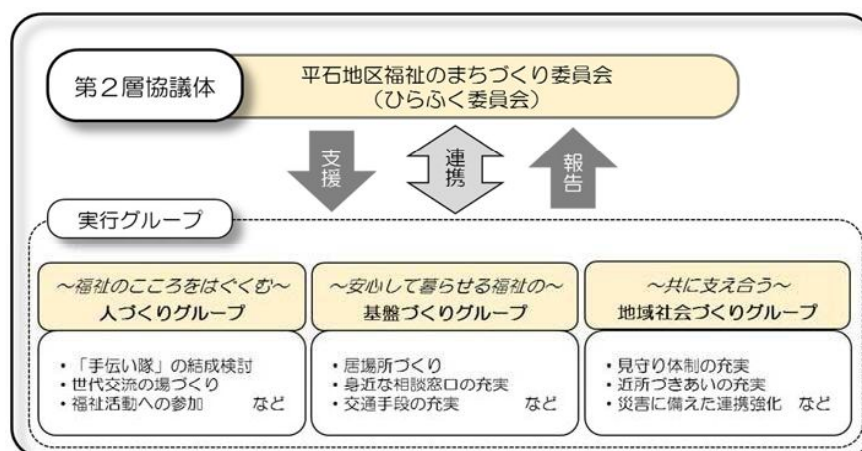
生活支援ボランティアの活動開始に向けて、取組の周知や担い手の募集・養成（研修）を行う。

平石地区			
I 協議体の概要			
名 称		平石地区福祉のまちづくり委員会（ひらふく委員会）	
設置年月日		令和元年 1 1 月 7 日	開催頻度 5 回／年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会	健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（福祉協力員，育成会，介護事業所等）	
設置方式			
新規設置	☐ 既存会議活用（平石地区福祉のまちづくり委員会） ☒ ※ 平石地区における福祉のまちづくり推進の指針となる「福祉のまちづくり計画」の運営管理を行う会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		☒ 有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成 2 8 年 1 1 月	「平石地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会」設置 （メンバー：地区社協，自治会連合会，まち協，民児協，福祉施設，市社協等）		
平成 2 9 年 8 月	計画策定に向けた住民アンケートの実施		
平成 3 1 年 1 月	「平石地区福祉のまちづくり計画」策定		
令和 元年 7 月	「平石地区福祉のまちづくり委員会」設置（メンバー：計画策定委員会と同様）		
9 月	平石地区福祉のまちづくり委員会 → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
1 1 月	平石地区まちづくり協議会全体会 → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて協議		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供 ・ 福祉のまちづくり計画策定にあたり実施したアンケート調査結果，福祉マップの活用	
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		・ 3つの実行グループによる取組の検討 ・ 高齢者等への生活支援を行う「手伝い隊」の結成検討 ・ 見守り体制の充実（安心・安全訪問キャンペーン） ・ 居場所作り，身近な相談窓口の充実	

II 取組事例

【組織的に取り組む仕組みづくり】

内 容： 居場所作りや見守り体制の充実などの取組を検討・実践する3つの「実行グループ」と、取組のとりまとめや地区内の調整などを行う「ひらふく委員会（第2層協議体）」を設置し、組織的に地域福祉の向上に取り組んでいる。



【安心・安全訪問キャンペーン】#

内 容： 福祉協力員や民生委員等が中心となり、自宅を訪問し、火災警報器の設置状況や「安心・安全情報キット」の有無などについて確認を行う。また、介護や福祉、消費生活等に係る身近な相談窓口の情報を記載した「困ったときの相談窓口ファイル」を作成・配布し、ひらふく委員会の活動のPRも行う。※ キャンペーンの実施時期・内容等については、検討中

【安心・安全訪問キャンペーン】



【困ったときの相談窓口ファイル】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

地域において見守りや支援を必要とする高齢者等の把握、訪問活動を通じた地域住民間のつながり作り、第2層協議体の活動の周知

III 協議体を設置して、良かったこと

各種地域団体や、介護事業者など、多様な関係者が集まり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「安心・安全訪問キャンペーン」に係る実施要領の作成、キャンペーン実施に向けた各地域団体への説明、協力依頼
- ・ 「手伝い隊」や居場所づくりなど、支え合い活動の検討

平石地区社会福祉協議会

平石地区福祉のまちづくり委員会設置運営要領

(設 置)

第1条 平石地区の地域福祉の向上を図るために、福祉のまちづくり推進の指針となる平石地区福祉のまちづくり計画の運営管理を行うことを目的に、平石地区福祉のまちづくり委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次の通りとする。

2 計画の運営管理を行う。

(委 員)

第3条 委員は、平石地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長をはじめ、関係機関・団体の代表者、及び地域包括支援センター、宇都宮市社会福祉協議会の職員等をもって充てる。

2 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(顧 問)

第5条 委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は委員長が委嘱し、委員長の諮問に答える。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、宇都宮市社会福祉協議会及び平石地区社会福祉協議会が行う。

(その他)

第8条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、宇都宮市社会福祉協議会及び平石地区社会福祉協議会において協議のうえ定めることとする。

附 則

この要領は、平成28年12月13日から施行する。

この要領は、令和元年7月29日から一部改正施行する。

瑞穂野地区			
I 協議体の概要			
名 称		瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（ふくまち委員会）	
設置年月日		令和2年8月3日	開催頻度 3回／年（全体会） 2回／年（部会）
構成団体（◎：事務局）			
☐ 自治会連合会	☐ まちづくり協議会	☐ 民生委員児童委員協議会	☐ 地区社会福祉協議会
☐ 老人クラブ連合会	☐ 福祉協力員連絡会	☐ 健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
☐ 市社会福祉協議会	☐ 地域包括支援センター	◎	その他（育成会、体育協会等）
設置方式			
新規設置	☐ 既存会議活用（瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会） ※ 「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進する会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		☒ 有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成28年 8月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会」設置 （メンバー：自治会連合会、地区社協、まち協、民児協、市社協等）		
平成29年 7月	計画策定に向けた住民アンケートの実施		
8月	計画策定に向けた「住民座談会」の実施		
平成30年 2月	計画策定に向けた「福祉マップ」の作成		
3月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画」策定		
6月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会」設置		
令和 元年 6月	福祉のまちづくり推進委員会（メンバー：計画策定推進委員会と同様） → 第2層協議体の取組について、共通理解を図った。		
令和 2年 6月	瑞穂野地区地域包括ケアシステム検討会議（出席者：まち協、地区社協、ふくまち委員会、市社協等） → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
8月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、課題やニーズの把握について		- 地域包括支援センター及び各地域団体からの活動報告や情報提供 - 福祉のまちづくり計画策定にあたり実施したアンケート調査や住民座談会結果、福祉マップの活用	
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		3部会を中心とした取組の検討 ⇒ あいさつ運動、地域内交通の利用促進の検討や、「相談窓口カード」の作成、地域の居場所づくり	

II 取組事例

【「オール瑞穂野」の組織運営】

内 容： 福祉のまちづくり計画に基づき、あいさつ運動を通じた地域のつながりづくりや居場所づくりなどの取組を3部会において具体的に検討し、各地域団体の協力を得て、「オール瑞穂野」の精神で地域福祉の向上に取り組んでいる。

第2層協議体

瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（ふくまち委員会）

人づくり部会

- ・あいさつ運動
- ・福祉共育の推進
- ・ボランティア活動参加の呼びかけなど

基盤づくり部会

- ・地域内交通の普及・推進
- ・集落単位の見守り活動の推進など

地域づくり部会

- ・地域の居場所づくり
- ・ふくまち計画の広報
- ・安心・安全情報キット事業の見直しなど

【地域情報の共有】#

内 容： 地区内のサロン活動等について、好事例の報告・共有を行うことにより、その他のサロン活動の充実に活用する。

【好事例の一例】



地域の保育園児との交流会を開催（緑の郷自治会）



コロナ禍でサロン開催が困難となったことから、利用者に対して、地域情報や脳トレなどを記載した「サロン通信」を直接手渡し、安否確認（瑞穂台自治会）

効果（検討中の場合は、期待する効果）

地区内の好事例について情報共有することにより、他の団体等における活動の充実につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

まち協や自治会などの各種地域団体や、小・中学校や福祉施設など、多様な関係者が関わり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

世代間交流や居場所づくり、きめ細かい見守り活動の推進など、部会を中心とした取組の検討・実施

瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、瑞穂野地区福祉のまちづくり計画（以下「計画」という。）に基づき福祉のまちづくりを推進する組織の名称、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 推進組織の名称は、瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、宇都宮市下桑島町1030番地1 宇都宮市瑞穂野地区市民センターに置く。

(目的)

第4条 委員会は、計画に基づき、瑞穂野地区の住民がお互いに助けあい、支えあう福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(実施事業)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 計画に掲げる次の基本目標に関する各施策の推進

ア 基本目標1「福祉のこころをはぐくむ人づくり」

イ 基本目標2「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」

ウ 基本目標3「共に支え合う地域社会づくり」

(2) 計画の進捗状況の確認及び評価並びに活動内容の改善

(組織)

第6条 委員会は、瑞穂野地区全体で福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 瑞穂野地区の各自治会及び各種団体の構成員のうち、瑞穂野地区社会福祉協議会会長（以下「地区社協会長」という。）から委嘱された者

(2) 計画の趣旨に賛同し、その推進に協力できる者のうち、地区社協会長から委嘱された者

2 委員会に顧問として地区社協会長を置くことができる。

3 委員会にオブザーバーとして瑞穂野地区まちづくり協議会会長及び宇都宮市社会福祉協議会職員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長3名を置き、委員がこれを互選する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、四半期ごとに定例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催することができる。

2 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

(役員会)

第9条 委員会に役員会を置き、組織運営のために必要な事務を行う。

2 役員会は、委員長、副委員長及び次に掲げる者を役員として組織する。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 1名

(3) 会計 1名

3 役員(委員長及び副委員長を除く。)は、委員長が委員の中から指名する。

4 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。

(部会)

第10条 委員会に次に掲げる部会を置き、計画推進のために必要な取組を実施する。

(1) 人づくり部会

(2) 基盤づくり部会

(3) 地域づくり部会

2 委員(役員を除く。)は、前項各号のいずれかの部会に所属するものとし、各委員の所属部会は、役員会において決定する。

3 第1項各号に規定する部会にそれぞれ部会長及び副部会長1名を置き、各部会の部会員がこれを互選する。

- 4 部会は，必要に応じて部会長が招集し，議長を務める。
- 5 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは，その職務を代行する。

(任期等)

第11条 委員の任期は，2年とする。ただし，再任は妨げない。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか，委員会の組織及び運営について必要な事項は，委員会が定める。

附 則

この規約は，平成30年6月27日から適用する。

緑が丘地区

I 協議体の概要

会議名		地域福祉連携会議	
設置年月日	平成30年4月5日	開催頻度	6回／年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	その他（ ）	
設置方式			
新規設置	既存会議活用（ ）		○ 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ ☒ 無	
設置までの経緯			
時期	内容		
平成29年 8月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，単位自治会，老人クラブ，民生委員，包括等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。		
平成29年11月	民児協議会 → 地域包括ケアシステム，第2層協議体の取組について共通理解を図った。		
平成30年 1月	勉強会（参加者：自治会連合会，民児協，包括等） → 第2層協議体について理解を深めるとともに，今後の進め方について意見交換を行った。		
2月	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステム，第2層協議体について理解を深め，地域の課題と解決策について検討を行った。 ⇒ 第2層協議体設置（地域ケア会議活用型）について合意形成		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		- 各自治会長が取組内容を発表し，意見交換 - 地域の事例を紹介し，グループワークで意見交換 - 地域福祉アンケート調査を実施 → アンケート調査集計後，民生委員が支援希望者宅に聞き取り調査	
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		双葉1丁目自治会における生活支援ボランティア（訪問型サービスB）について実施状況を共有，課題について検討	
その他		地区内の社会資源の一覧を民生委員が訪問時に配付，説明 → 継続して地域住民への配布を検討	

II 取組事例

【支え合いづくりアンケート調査】

経 緯：平成30年 6月 アンケート調査に向けて意見交換
 平成30年 8月 アンケート調査実施
 平成30年 9月 アンケート調査の結果報告及び情報共有
 平成31年2～3月 民生委員がアンケート調査の支援希望者宅へ聞き取り調査を実施
 平成31年 4月 聞き取り調査結果報告
 平成31年 6月 アンケート・聞き取り調査の結果から、今後の支援方法を検討

対 象：65歳以上一人暮らし高齢者

内 容：・ 民生委員が対象世帯宅に訪問し、日常生活の困りごとを調査（困りごとの有無、具体的な困りごと、支援の希望の有無、さらに支援側としての有無等）
 ・ 民生委員がアンケート調査で支援希望者を対象に、具体的に受けたサービスを利用調査

緑が丘地区 地域福祉アンケート(※)

緑が丘地区福祉推進協議会
 会長 吉田英夫

1. 日常生活で困っていることがありますか？
 () ある 一問2へ () ない 一問3へ

2. 困りで「ある」と答えたら、具体的にどんなことで困っていますか？また、その困っていることを手伝ってもらえるようなサービスがあったら、利用したいですか？
 必要に応じてはまたこちらに○をつけてください

	困っている	サービスがあれば利用したい	すでに受けているサービスがある
① 掃除			
② ゴミ出し			
③ 買い物			
④ 食事の準備			
⑤ 洗濯			
⑥ 掃除機の使用			
⑦ 話し相手			
⑧ 外出の付き添い			
⑨ その他			

()

3. 地域の中で日常生活で困っている方々に場所、あなたはその方に何らかのサポートをしてあげることが出来ますか？
 () 手伝える 一問4 (1)へ
 () 場所によっては手伝える 一問4 (1) (2)へ
 () 手伝えない 一問5へ

効果（検討中の場合は、期待する効果）

地域における高齢者の課題の把握とともに、支援の担い手についても把握することができた。

【地域情報の共有（双葉1丁目自治会による生活支援ボランティア）】

緑が丘地区で提供されている「訪問型サービスB※」ふたば生活支援ふれあいセンターの活動内容について情報共有することにより、周知・利用促進を図っている。

※ 介護保険法に位置づけられたサービスで、自治会等の地域住民主体により、高齢者の生活支援を行うもの（宇都宮市補助事業）

<サービスの概要>

名 称：ふたば生活支援ふれあいセンター

実施主体：双葉1丁目自治会

対 象：65歳以上の ① 要支援認定者及びチェックリスト該当者
 ② 緑が丘地区の自治会員

基本サービス：地域包括支援センターが作成したケアプランに基づき、定期的に生活援助を実施

【屋内】ゴミの整理、ゴミ出し、片付け 等

【屋外】除草作業、簡単な環境整備 等

独自支援サービス：利用者の個別の要請に対応する、団体独自のサービス

【サービス内容】

ふたば生活支援ふれあいセンター料金表（介護保険認定者）

区 分	1回30分の場合	1回60分の場合
基本サービス	1回 負担 50円	1回 負担 100円
付加サービス	2回 負担 100円	2回 負担 200円
	3回 負担 150円	3回 負担 300円

訪問サービス（基本） 運営委員活動費・事務局活動費

区 分	実 施 方 法	金 額
訪問サービス運営委員	サービス1回につき (基本料の場合) 1人	200円/30分
	地域内の利用状況等	400円/60分
事務局活動費	利用者1名につき	100円/月
運営委員活動費	利用者1名につき	200円/月

独自支援サービス料金

利用種別・運営委員利用	1回30分	1回60分	1回90分
利用者料金	400円 (運営費500円)	800円 (運営費1000円)	1200円 (運営費1500円)
交通費	50円/km	50円/km	50円/km
運営委員活動費	300円	600円	900円
事務局運営費	100円	200円	300円

効果（検討中の場合は、期待する効果）

自治会を中心とした、先進的な生活支援サービスについて、情報共有を行い、利用促進に向けた検討を行うことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 地域の事例をグループで検討することにより、各団体の活動や地域の現状を把握できた。
- ・ 各団体の活動内容を把握することにより、協議体の各支援に適したメンバーで活動が行えた。

IV 今後の方向性

地域の現状（事例紹介、訪問型サービスBの利用状況）について情報共有をしながら、課題を抽出し、解決策の検討を進める。

宮の原地区				
I 協議体の概要				
名 称		宮の原地区共生会議		
設置年月日		令和元年 7 月 2 2 日	開催頻度	3 回／年
構成団体（◎：事務局）				
○	自治会連合会	○	まちづくり協議会	○
	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会	◎
	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター	◎
		○	民生委員児童委員協議会	◎
			健康づくり推進員会	◎
			第2層生活支援コーディネーター	
			その他（婦人防火クラブ）	
設置方式				
○	新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ ☒ 無		
設置までの経緯				
時 期	内 容			
平成30年 6月	共生会議（仮称）（出席者：まち協、自治会連合会、自治会長、民生委員、福祉協力員等） → 地区内全自治会を対象とした説明会を実施し、地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、見守り活動の体制づくりについて検討を行った。 ※ 地区内を3ブロックに分けて、ブロックごとに会議を開催			
10月	共生会議（仮称） → 単位自治会ごとの具体的な活動内容や見守り対象者を整理 ※ 地区内を3ブロックに分けて、ブロックごとに会議を開催			
令和 元年 7月	共生会議 → 第2層協議体について、アンケート調査の検討 → 共生会議を第2層協議体として位置づけることについて合意形成を図った。			
〃	第2層協議体設置			
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）				
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供 ・ 高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施		
支え合い活動について（見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		・ アンケート結果を踏まえた支えあい活動の創出に向けた検討 ・ 単位自治会が中心となった見守り活動		

II 取組事例

【「支え合いの仕組み」をみんなで考えるためのアンケート調査の実施】

経 緯：令和元年7月 アンケート調査の実施方法や訪問担当者について検討

アンケート調査実施

令和2年2月 アンケート結果の共有、結果を踏まえた取組について単位自治会ごとに検討

対 象： ① 見守り対象者

→ 災害時要援護者名簿、安心安全情報キット、煙探知機配布者名簿等をもとに抽出

② その他、高齢者世帯などの見守りを要する高齢者

方 法： 個別配付または聞き取り調査（単位自治会長とりまとめ）

内 容： 日常生活における困りごとを把握するとともに、手伝うことのできる内容等を確認することにより、支援の担い手についても把握するもの

【アンケート調査の概要】

項目：「困りごと」

- ・ ゴミ出し
- ・ 掃除
- ・ 電球交換
- ・ 話し相手 など

「支え合いの仕組み」をみんなで考えるためのアンケート（※）
（※お寄せいただいたご意見は、安心して暮らすための支え合いの仕組みに活用させていただきます）

図1 性別はどちらですか？（番号に○をつけてください）
1 男 2 女

図2 あなたの年齢は、どの年代層ですか？（該当する番号に○をつけてください）
1 65～74 2 75～79 3 80～84 4 85～89 5 90～94 6 95以上

図3 ご家族の構成はどれですか？（該当する番号に○をつけてください）
1 一人暮らし 2 二人暮らし 3 三世代
4 その他（ ）

図4 日常生活で困っていることがありますか？（番号に○をつけてください）
1 ある（※図5へ） 2 ない（※図6へ）

図5 図4で「1 ある」と答えた方へ
具体的にどこで困っていますか？ また、その困っていることを手伝ってもらえるようなサービスがあれば利用したいですか？
下記の当てはまるものを○をつけてください。

困っていること	困っている	サービスがあれば利用したい	そのサービスすでに使っている
1 日中のゴミ出し			
2 掃除・風呂・トイレ等の掃除・			
3 食料や日用品等の買い回り			
4 食事の準備・片付け			
5 洗濯			
6 布団干し			
7 草取り・庭木の剪定			
8 電球など、照明器具の取り換え			
9 家具などの修繕			
10 話し相手			
11 外出の付き添い			
12 病院への送迎・付き添い			
13 趣味・娯楽・相談			
14 その他（ ）			
15 その他（ ）			

図6 図4で「2 ない」と答えた方へ
地域の人が関わっている方がいた場合、あなたは何かのお手伝いをしていることが出来ますか？（該当する番号に○をつけてください）
1 手伝えます。 （※図7へ）
2 協力によっては手伝えます。（※図7 図8へ）
3 手伝えません。

図7 図6で「手伝えます」「協力によっては手伝えます」と答えた方へ
図5の困っていることの中で項目の番号を書いてください。（手伝えることをいくつか書いてください）
□

図8 図6で「協力によっては手伝えます」と答えた方へ
どのような場合ならお手伝いできますか？（該当する番号に○をつけてください）
1 相手の人が知っている人なら
2 相手の人の家が近くないのなら
3 ある程度の報酬をもらえるのなら
4 その他（1、2、3の他にどんな場合ならと思うことがあれば書いてください）
□

項目：「担い手」

- ・ 支援内容
- ・ 支援の条件 など

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地区全体の傾向や各単位自治会の現状を把握することができた。
- ・ アンケート結果を踏まえて意見交換することにより、今後の協議体の役割や、単位自治会の取組について検討することができた。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

単位自治会を中心とした見守り活動について、地区全体で集約・共有する仕組みができた。

IV 今後の方向性

アンケート結果を活用し、生活支援ボランティア等、具体的な取組の創出に向けた検討を行う。

御幸ヶ原地区				
I 協議体の概要				
名 称		御幸ヶ原地区支え合い協議会		
設置年月日		令和2年8月1日	開催頻度	3回／年
構成団体（◎：事務局）				
○	自治会連合会	○	まちづくり協議会	○
	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会	◎
	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター	◎
			健康づくり推進員会	◎
			第2層生活支援コーディネーター	
			その他（ ）	
設置方式				
○	新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無		
設置までの経緯				
時 期		内 容		
平成30年 6月		地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、単位自治会、民児協、地区社協、老人クラブ、市社協等） → 地域包括ケアシステム、第2層協議体について共通理解を図るとともに、各地域団体の活動における課題について情報共有を行った。		
平成31年 3月		地区社協、民児協合同会議 → 地域包括ケアシステム、地域の支え合いについて理解を深めるとともに、一人暮らし高齢者の見守りについて検討を行った。		
令和 2年 4月		自治会長会議 → 第2層協議体設置要件、委託契約の手続き等について共通認識を図った。		
7月		自治会長会議 → 第2層協議体設置について合意形成を図った。		
8月		第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）				
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 ・ 各団体間の意見交換 ・ アンケート調査について検討		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）		・ アンケート結果を踏まえた、支え合い活動の検討 ・ 民生委員、福祉協力員の見守り活動の連携及び充実に向けた検討		

II 取組事例

【課題についての意見交換】

第2層協議体で取り組んでいきたいテーマについて意見交換を行った。

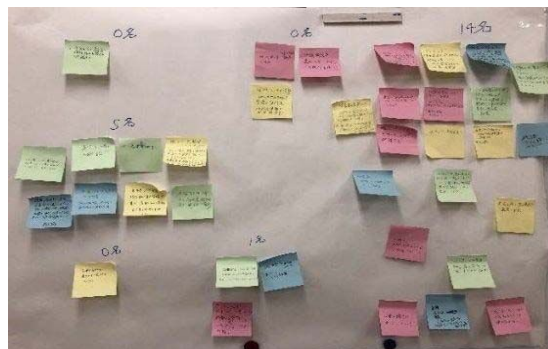
内 容： ① 各メンバー3項目程度、現時点で課題として感じていることや、今後検討したい内容を付箋に記入

② 付箋を模造紙に貼り、内容によりグループ分けした上で、意見交換を行った。

＜主な意見＞

- ・ アンケート調査の実施について
- ・ 見守りが必要な人の把握
- ・ 高齢者の方が集まれる場所が少ない
- ・ 地域内交通や買い物支援が必要
- ・ 福祉マップの作成
- ・ 若い世代の担い手の確保
- ・ 地域住民へのPR，支え合いについての理解を深めてもらう 等

【メンバーの意見を模造紙に貼り，グループ分け】



⇒ 「地域の現状や具体的な課題を把握するためアンケート調査を実施すべき」との意見を集約

⇒ 各団体間で情報共有を行うとともに、アンケート調査を行うことにより、地域の実情に即した課題を集約し、地域に必要な取組を検討していくこととした。

効果（検討中の場合は，期待する効果）

- ・ 各地域団体において日頃感じている課題について、情報共有することができた。
- ・ アンケート調査以外にも、今後第2層協議体で取り組んでいきたい内容について、議論することができた。

III 協議体を設置して，良かったこと

協議体の取組に向けた意見交換を行うことにより、各地域団体の活動における課題を共有でき、地区全体の課題を把握することの重要性を再認識できた。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査を実施し、地区全体の課題や具体的な高齢者の困りごとについて把握を行う。
- ・ アンケート結果を踏まえ、協議体における取組について検討を進める。

御幸ヶ原地区支え合い協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、御幸ヶ原地区支え合い協議会（以下協議会という）という。
本会の事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、厚労省及び宇都宮市が提唱する住民主体の地域包括ケアシステムを御幸ヶ原地区において施行するに当たり、関係機関の協力のもと地域住民が互いに支え合い、安心して自立した生活を送ることができる長寿社会を実現することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、次のものをもって組織する。

- 1 御幸ヶ原地区連合自治会
- 2 御幸ヶ原地区社会福祉協議会
- 3 御幸ヶ原地区民生委員児童委員協議会
- 4 御幸ヶ原地区福祉協力員連絡会
- 5 鬼怒地域包括支援センター
- 6 協議会の目的を理解し、賛同する個人及び団体

(活 動)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1 高齢者等の課題把握と、課題解決のための情報発信及び対応策を検討する。
- 2 生活における障害、交通・医療・介護・買い物等の調査及び解決策を検討する。
- 3 地域の理解を深めるため、広報等による周知を図る。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

(役員及び任期)

第5条 本会には次の役員を置く

1 会 長	1名
2 副 会 長	若干名
3 理 事	若干名
4 事 務 局 長	1名
5 事務局次長	1名
6 会 計	1名
7 監 事	2名

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第6条 役員の選任方法は下記の通りとする。

- 1 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 2 理事は、連合自治会会長及び副会長、社会福祉協議会会長及び、民生委員児童委員協議会会長とする。
- 3 事務局長、事務局次長、会計、監事は会長の委嘱により、選出し、理事会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長は、協議会を代表し、会議を招集してその会務を務める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、会長の招集する理事会において重要案件を協議する。
- 4 事務局長及び次長は、本会の事務を処理し、会計は会計業務にあたる。
- 5 監事は、会計の監査をし、必要な報告をする。

(会 議)

第8条 会議は、基本的に4半期に1回とする。会長が必要と判断した場合はこの限りではない。

全ての会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議事は決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
議長は会長が務める。

(会議の報告)

第9条 会議の開催前及び開催後は、所定の書式にて市高齢福祉課へ報告書を提出する。

(協議会活動と守秘義務)

第10条 本会構成員は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 協議会活動は、支援を必要とする人の立場に立って対応し、支援を望んでいない人に支援を無理強いしてはならない。
- 2 協議会活動においては、相手のプライバシーを尊重しなければならない。
- 3 その立場を利用して行われていると見られるような、政治活動・宗教活動・営業販売活動等を行ってはならない。
- 4 協議会の活動で、知り得た個人情報等の秘密を他に漏洩してはならない。
また、活動中はもちろん活動終了後も同様とする。

(会計年度及び経費)

第11条 1 本会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 本会の経費は、市高齢福祉課の助成金その他の収入によって充てる。

(補 足)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は正副会長で決める。

付則 この会則は、令和2年 8月 1日から施行する。